

取り組み4 いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援

いじめ、不登校等に対する未然防止や早期発見、適切な対応の実施のため、学校に対する定期的な調査を行います。また、これまでのいじめに関する事例やその対応例等の共有を図り、今後の対応策の検討や強化を図るため、いじめ防止に関する調査会を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー²³⁾による巡回相談を実施し、学校組織及び担当教員によるいじめ事案や児童・生徒の支援に対する指導・対応力の向上を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
いじめの実態把握	認知件数 (解消率) ^{※1}	小学校721件 (解消率98.1%) 中学校159件 (解消率95%)	小学校1,042件 (解消率99.6%) 中学校493件 (解消率95.9%)	小学校1,408件 (解消率99.0%) 中学校472件 (解消率98.3%)	小学校1,630件 (解消率99.4%) 中学校557件 (解消率99.1%)	小学校2,435件 中学校728件 (解消率は7月 末に集計完了)		学校教育 指導課
不登校 ^{※2} の 実態把握	児童・生徒数	児童113人 生徒217人	児童158人 生徒275人	児童217人 生徒386人	児童254人 生徒384人	児童258人 生徒411人 (暫定値)		学校教育 指導課 教育センター
スクールソーシャル ワーカー ²³⁾ による 巡回相談	人数 対応回数	5人 115回	5人 259回	5人 421回	5人 610回	5人 833回		学校教育 指導課
スクールカウ ンセラー ²⁴⁾ への相談	相談件数 派遣人数	4,189件 14人	4,599件 13人	4,812件 14人	6,998件 18人	6,520件 19人		教育 センター
弁護士有資格職員の 対応	対応件数	106件	91件	109件	138件	119件		学校教育 指導課
心の教育相談員 ²⁵⁾ に よる面接等の実施	相談員の 面接等の 実施回数	4万383回	4万6,698回	5万9,198回	5万9,392回	7万1,363回		教育 センター
青少年教育相談室 ²⁶⁾ における電話相談	電話相談 件数	326件	327件	325件	295件	316件		教育 センター
青少年教育相談室 ²⁶⁾ における面接（来所）の 実施	来所相談 件数	1,723件	2,218件	2,053件	2,105件	2,144件		教育 センター
児童・生徒指導担当 教員研究会の開催	開催回数	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回		学校教育 指導課
いじめ防止対策 調査会の開催	開催回数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		学校教育 指導課
あすなる教室 ²⁷⁾ の 通室	通室生数	22人	25人	26人	32人	34人		教育 センター

※1 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると定められている。①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

※2 国の調査において不登校とは、1年間に30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）。

○取り組み内容（実績）

（学校教育指導課）

各小・中学校から提出される「長期欠席者状況及びいじめ、問題行動等についての月例報告」等や学校からの個別の相談を受け、認知したいじめ等の早期解決に向け、「調べる・防ぐ・支援する」等の具体的な支援策について、各学校の教職員に対して、弁護士有資格職員やスクールソーシャルワーカー（23）、担当指導主事（19）が指導・助言を行いました。また、児童・生徒指導担当教員研究会では、いじめの認知に係る共通理解や、いじめの未然防止等のための組織的な取り組みの重要性、児童・生徒が虐待を受けている疑いがあることを認知した際の対応、課題を抱える児童・生徒に対し、教職員がスクールソーシャルワークの視点を持って対応することについて、研修を行いました。

（教育センター）

青少年の健全育成に向けてより良い支援・相談業務を推進し、青少年相談員・一般教育相談員等による電話相談を316件、心理相談員による面接（来所）相談を2,144件実施し、青少年が抱える問題や不安、悩みなどを受け止め、支援しました。

心の教育相談員²⁵⁾の相談等は、休み時間の相談室の開放や相談室以外の場所（廊下や教室等）での積極的な声掛けなどを行い、7万1,363件の相談等を実施しました。詳細として、小学校は約5万4,000件、中学校は約1万8,000件となっており、校種別の内訳については、休み時間に児童・生徒と心の教育相談員²⁵⁾が何気ないおしゃべりなどをする「ふれあい相談」が、小学校では相談回数の約94%（約5万件）、中学校では約66%（約1万2,000件）を占めています。また、「その他」を除いて多いのは、小学校では「友人関係に関する相談」が約2%（約1,000件）、中学校では「不登校に関する相談」が約18%（約3,100件）となっています。

さらに、あすなろ教室²⁷⁾では、本通室・仮通室合わせて34人の通室生を受け入れ、社会的自立や学校復帰に向けた活動・支援を行いました。

○取り組みの効果

（学校教育指導課）

弁護士有資格職員が、本市教職員のいじめの認知の実態を把握するとともに、分析結果を各学校へフィードバックすることで、各教職員のいじめ認知感度の高まりが見られました。課題を抱える児童・生徒の支援策を検討するため、ケース会議に参加することで、児童・生徒や保護者との面談の機会が増え、関係各課との連携や福祉的視点からの支援の実施が推進されました。

（教育センター）

青少年教育相談室²⁶⁾では、一人一人の実情やニーズに応じた相談を行うとともに、状況に応じて相談者の在籍校や関係機関との連携を図り、組織的な支援・相談を行うことができました。

あすなろ教室²⁷⁾への通室については、通室生の在籍校との連携を図り、一人一人の思いを大切にしながら支援・相談を続ける中で、最終的に22人の通室生が別室登校や放課後の活動など学校とのつながりをもつことができ、学びの機会を増やすことができました。